

平成30年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

254

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

准看護師籍登録等事務の見直し

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

准看護師の籍訂正については、申請する場合、「就業地の都道府県知事を経由しなければならない」とされているが、実情を踏まえ、運用の弾力化を図るため、就業地の経由を必須条件としないことへの見直しを求める。

具体的な支障事例

准看護師免許の主な手続きとしては、准看護師籍訂正と免許証の書換え・再交付がある。免許証の書換え・再交付申請については「就業地の都道府県知事を経由してすることができる」とされている一方、籍訂正の申請については、「就業地の都道府県知事を経由しなければならない」とされている。申請の経由により、就業地及び免許発行元の都道府県において申請書及び添付書類の確認並びに書類の転送等、事務の重複が生じているところである。

関西広域連合においては、域外の都道府県知事交付の准看護師免許に係る申請約200件のうち、籍訂正に係る申請が約170件と8割以上を占めている。

このような状況を鑑み、准看護師籍訂正の申請について、免許証の書換え・再交付と同じく「就業地を経由してすることができる」と改めることにより、申請者が免許発行元の都道府県に直接申請できるようになり、手続きに要する期間が短縮される。

以上のことから、准看護師の籍訂正について、利用者の利便性の向上及び就業地の都道府県の負担軽減を図るため、「就業地経由」の義務付けの見直しを求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

籍訂正及び免許の書換えに係る期間が短縮されることにより、申請者の利便性向上に寄与する。また、事務の重複が解消され、事務の効率化が改善されるほか、経由に係る費用節減につながる。

※制度改正により省略可能な手続きについては、別添の破線枠内を参照

根拠法令等

保健師助産師看護師法施行令第3条第5項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

埼玉県、岐阜県、高知市

○都道府県知事発行免許の中で就業地経由が義務付けられている申請は准看護師籍訂正申請のみであり、申請者や受付事務に混乱を生じさせている。

また現在、当県では一部の市に病院が集中している状態にある。そのため、市外居住者であっても勤務地が当該市であることが多々あり、就業地経由により事務負担も増えているため関西広域連合と同様に就業地経由の義務付けの見直しを求める。

○本県においても、他都道府県知事免許の籍訂正に係る申請を年間約80件処理している。各保健所で確認後、本庁、他都道府県本庁と経由するため、処理時間も本県への直接申請に比べて長くなる傾向がある。

申請者が免許発行元の都道府県に直接申請できるようになることで、処理時間の短縮が図られ、申請者にとって分かりやすい制度となり、申請者の利便性向上に大きく寄与すると考えられる

また、その他知事免許において、他都道府県在住者の郵便による申請の受付をしているが、特段支障も生じていないため、同様に支障なく処理できるものと考えられる。

○提案どおり実現してよい

通常、籍訂正と免許証の書換え交付とは、同時に申請されることが多く、籍訂正に係る申請書類に不備がある場合、その補正等を求めることとなる。

その際、書換え交付に係る手数料として添付される普通為替又は定額小為替の有効期間に手続きが完了されるよう補正等を求めなければならない。

補正等になかなか応じない申請者などのケースについて、就業地の都道府県がその補正等を求め、申請書類を経由する時間の確保に苦慮することがある。

○本県の場合、隣県発行の免許を持ち、本県で就労する方もかなり見受けられる。このことから、提起されたように手続きが改善されれば、申請者のみならず、両県双方担当者の取扱事務が簡略化、軽減される。